

役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人溢愛館（以下、「この法人」という。）の定款第8条および第22条の規定に基づき、役員等の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- 3 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 職員兼務役員とは、常勤役員のうち、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
- 5 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 6 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として、この法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

第3条 役員等の報酬額は、理事、監事それぞれについて、法人業績および世間水準、職員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

- 2 職員兼務役員等の報酬額は、別表1の範囲内で職員給与規則に基づき、その他の報酬は支給しないものとする。
- 3 非常勤役員等の報酬額は、勤務が行われた都度、別表2に定める額を支給する。ただし、各年度12万円を限度とする。

(報酬の形態と体系)

第4条 役員等報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、旅費支給規則に基づいて旅費を支給することができる。

(支払日)

第6条 役員等の報酬は、職員給与規則に準じて支給する。

(控除)

第7条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料および前払金・貸付金の弁済分などとする。ただし、常勤役員については職員給与規則及び労使協定に基づき、この限りではない。

(賞与)

第8条 職員兼務役員に対しては、別表1の範囲内で職員給与規則に基づいた額を支給することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 (2017年6月17日評議員会 議案第5号)

この規程は、2017(平成29)年6月17日より施行する。

別表1 (職員兼務役員の報酬総額)

役職名	報酬等の上限額
理事長、業務執行理事、理事	12,000,000 円

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人のための出勤	5,000 円